



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課）…………… 2
- 地域森林計画の案の縦覧（森林緑地課）…………… 2
- 公有水面埋立しゅん功認可（漁港漁場課）…………… 3
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）…………… 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了・7件（建築指導課）…………… 4

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立宮古病院）…………… 6

公安委員会事項

- 検定合格者審査の実施…………… 8

告 示

沖縄県告示第542号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年11月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
くすみ薬局	南城市大里字大里2545番地 2	平成24年 8 月27日
しみず胃腸内科21	浦添市宮城六丁目 1 番15号浦添メディカルプラザ 3 階	平成24年 8 月29日
ゆい潮平薬局	糸満市字潮平767番地19	平成24年 9 月 1 日
みやびクリニック	那覇市壺川 1 丁目12番地 4	平成24年 9 月18日
ひろ内科クリニック	宜野湾市伊佐三丁目 9 番19号	平成24年10月 1 日
くし眼科	那覇市字国場1161番地 4	平成24年10月 1 日
株式会社新垣薬局	那覇市字小祿280番地	平成24年10月 1 日

沖縄県告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年11月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

所在地の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
なでしこ薬局	うるま市字江洲600番地7	うるま市字江洲608番地	うるま市字江洲600番地7	平成24年9月1日

沖縄県告示第544号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年11月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
新垣薬局	那覇市字小禄280番地	平成22年8月2日
ひかり薬局	南風原町字新川532番地5	平成24年8月24日
くすみ薬局	南城市大里字大里2545番地1	平成24年8月27日
しみず内科胃腸科21	浦添市伊祖二丁目2番5号サンチャイルドめぐみ105号	平成24年8月29日
パークサイド・メンタルクリニック	那覇市古波蔵3丁目14番6号2階	平成24年9月28日

沖縄県告示第545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年11月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 東風平町小城第2土地改良区
- 2 認可年月日 平成24年11月6日

沖縄県告示第546号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、宮古八重山地域森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成24年11月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 森林計画区の名称 宮古八重山地域森林計画区（石垣市一円、宮古島市一円、宮古郡一円及び八重山郡一円）
- 2 縦覧に供する書類の名称 宮古八重山地域森林計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課
- 4 縦覧期間 平成24年11月13日から同年12月10日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林緑地

課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課に提出すること。

沖縄県告示第547号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成24年11月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成24年11月2日 沖縄県指令農第1086号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 沖縄県読谷村字都屋都屋原449番2の地先公有水面
 - (2) 区域 次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位（D.L.+2.37メートル）における公有水面と既設西防波堤との境界線、②の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点から⑥の地点までを結ぶ公有水面と読谷村字都屋都屋原449番2との境界線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ公有水面と読谷村字都屋都屋原449番2との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点源5健康センター（北緯26度23分39秒2831、東経127度43分31秒3530）から199度13分47秒759.80メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から341度29分13秒78.70メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から71度35分50秒16.30メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から161度28分59秒102.57メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から251度34分47秒4.95メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から333度09分20秒24.39メートルの地点
 - (3) 面積 1,441.58平方メートル
- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成20年2月22日 沖縄県指令農第116号
- 5 関係図書を閲覧することができる市町村名 読谷村

沖縄県告示第548号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成24年11月13日

沖縄県文化観光スポーツ部長 平田大 一

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者
 - 文化の杜共同企業体
 - 代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜
 - 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社
 - 浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成25年2月22日から同年5月6日まで
- 4 観覧料の額
 - 企画展「スタジオジブリレイアウト展」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,200円	960円
	大学生及び高校生	800円	640円

	中学生及び小学生	600円	480円
--	----------	------	------

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年12月25日まで縦覧に供する。

平成24年11月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年10月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エスペーロ
- 3 代表者の氏名 平良節子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市壺川2丁目7番地7ウィング宝101号室
- 5 定款に記載された目的 この法人は、不登校やひきこもり、障害等を持っているため、一般的な就職による社会的自立が困難になっている当事者に対し、その状態から脱却する機会を提供しつつ、社会的自立を援助する活動、親の会、地域活動支援センター等の事業を行う。また、地域生活のための相談及び支援、助言や情報交換・地域交流の場の提供、活動支援並びに支援のための情報提供や啓発活動に関する事業を行い、すべての人が安心して楽しく暮らせるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年11月1日 沖縄県指令土第943号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名323番2及び325番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平443番地19 山城正弘、久米島町字真謝72番地 山城太郎
- 5 検査済証番号 平成24年10月25日 第3038号
- 6 工事完了年月日 平成24年10月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年2月3日 沖縄県指令土第64号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字伊原596番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字伊原596番地 外間康之

- 5 検査済証番号 平成24年10月25日 第3039号
- 6 工事完了年月日 平成24年10月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年2月24日 沖縄県指令士第126号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市石川東恩納601番ほか8筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市知花六丁目11番40号 株式会社光明 代表取締役 尹明姫
- 5 検査済証番号 平成24年10月25日 第3040号
- 6 工事完了年月日 平成24年10月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年1月27日 沖縄県指令士第35号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字上与那原257番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字与那原644番地オアシス新島301号 諸見里眞由美、与那原町字与那原644番地オアシス新島301号 諸見里太一
- 5 検査済証番号 平成24年10月29日 第3041号
- 6 工事完了年月日 平成24年10月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年5月8日 沖縄県指令士第660号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城新謝原1562番2及び1563番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字豊見城821番地 鉢嶺総合仮設株式会社 代表取締役 名嘉真知秀
- 5 検査済証番号 平成24年10月26日 第3042号
- 6 工事完了年月日 平成24年10月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年4月19日 沖縄県指令士第631号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字当間435番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字当間435番地2 新垣直彦
- 5 検査済証番号 平成24年11月5日 第3043号

6 工事完了年月日 平成24年10月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年11月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年2月23日 沖縄県指令土第122号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根508番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字安謝35番地メゾンなかほど217 宜保恵
- 5 検査済証番号 平成24年11月5日 第3044号
- 6 工事完了年月日 平成24年10月16日

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年11月13日

沖縄県立宮古病院長 安 谷 屋 正 明

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 超電導磁石式全身用MR装置 1式、全身用X線CT診断装置 1式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成25年3月29日（金曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立宮古病院（建設中） 沖縄県宮古島市平良字下里427番地1

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
- (2) 購入物品又はこれと類似する物に係る製造実績又は販売実績を有する者であること。
- (3) 購入物品に重大な障害が発生した場合において、障害に対応できる技術者が沖縄県内に常駐しており、かつ、24時間以内に技術者を派遣して対応できる者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成24年11月14日（水曜日）から同月21日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立宮古病院総務課 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根807番地 電話番号0980-72-3151

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年12月25日（火曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県立宮古病院2階会議室 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根807番地

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年11月14日（水曜日）から同月26日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立宮古病院総務課 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根807番地 電話番号0980-72-3151

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立宮古病院総務課
- (2) 所在地 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根807番地

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成24年12月24日（月曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立宮古病院総務課に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成24年11月20日（火曜日）午後2時
イ 場所 沖縄県立宮古病院2階会議室 〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根807番地
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Multi-slice Computed Tomography System 1 set and Magnetic Resonance Imaging System 1 set
- (2) DELIVERY OF DEADLINE
March 29, 2013
- (3) BIDDING EXPLANATION MEETING
2:00 p.m. November 20, 2012
- (4) DATE FOR BIDS
2:00 p.m. December 25, 2012
- (5) CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Miyako Hospital

807 Higashinakasone, Hirara, Miyakojima city, Okinawa, 906-0007, Japan
 Telephone 0980-72-3151

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第145号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づき、検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成24年11月13日

沖縄県公安委員会

1 審査種別、日時等

審査種別		定員	審査日時及び場所
空港保安警備業務	1級	10人	(1) 審査日時 平成24年12月14日（金曜日）午前10時から午後6時までの間 (2) 審査場所 那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター2階第6教室
	2級	10人	
施設警備業務	1級	10人	
	2級	10人	
交通誘導警備業務	1級	10人	
	2級	10人	
貴重品運搬警備業務	1級	10人	
	2級	10人	

2 審査対象者 審査は、次の表の左欄に掲げる警備業務及び同表の中欄に掲げる級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して行う。ただし、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第7条第2項各号に掲げる者を除く。

空港保安警備業務	1級	規則附則第6条第1号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第2号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
施設警備業務	1級	規則附則第6条第3号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第4号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
交通誘導警備業務	1級	規則附則第6条第5号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第6号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
貴重品運搬警備業務	1級	規則附則第6条第9号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第10号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

3 審査内容 審査は、次の表に掲げる学科試験及び実技試験により判定する。

学科試験		実技試験	
科目	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 警備業務の実施に関すること。 (4) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	科目	警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

問題数	10問
-----	-----

4 審査申請手続

(1) 受付期間 審査の受付期間及び受付時間は、平成24年11月14日（水曜日）から同月20日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請の受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 審査申請書 1通

イ 添付書類

(7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものに限る。） 1葉

(イ) 旧検定（規則附則第6条各号に規定する検定をいう。）に係る合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し

(ウ) (イ)の場合において、申請者が沖縄県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受け、沖縄県内に居住しているときは、住所地を疎明する書面又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面

(3) 提出先 申請者の住所地又は申請者が警備員として属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

(5) 審査手数料 手数料4,700円は、沖縄県証紙により、審査申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

5 合格者の発表及び成績証明書の交付 合格者の発表は、審査当日、審査場所において行い、同所において、合格者に対する成績証明書（規則第11条に規定するものをいう。）を交付する。

6 その他

(1) 審査当日は、午前9時30分から午前9時50分までに審査手続を終えること。

(2) 審査当日は、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。審査の当日に旧検定合格証を持参していない者は、審査を受けられないことがある。

7 問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862—0110（内線3054、3055）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総 務 私 学 課
電 話 098-866-2074

印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷
〒901-0305 糸 満 市 西 崎 町 五 丁 目 9 番 16 号